

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長

○双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙において投票を行わない件

双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長

双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長告示第二号

令和四年十月三十日執行の双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十七条の規定により、投票は行わない。

令和四年十月二十日

双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙

選挙長 岸 孝 志